

所管課	健康長寿部保険年金課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第2章 共生共感都市		07 健康		01 生涯を通じた健康づくりを推進する											
事業：母子保健・養育医療給付事業												整理番号	1466			
目的	未熟児の健康の保持及び増進を図るため、未熟児に対する医療措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。															
目標	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、当事業を適正に運用する。															
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		12,087		コスト情報・評価	総コスト（千円）		12,849		総合評価 B 評価理由	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		3,309		内訳	事業費		12,087		効率性		A			
		国府支出金		8,476			人件費		762		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0		事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。					
		その他特定財源		302			一人あたり（円）		115							
							世帯あたり（円）		272							
	貢献度		A			根拠		養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行った。（平成25年4月診療分より大阪府から事務移譲）								
今後の方向性	近隣市町村の状況を調査。															

事業 優先順位		1	細事業：母子保健・養育医療給付事業				整理 番号		01										
目的		養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険から給付される分(8割相当)を除く、健康保険自己負担の範囲内 で、徴収基準月額をもとに自己負担金額を控除した額を助成する。(国1/2、府1/4、市1/4負担)																	
目標		養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、当事業 を適正に運用する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		平成25年度		根拠 法令		母子保健法									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト 情報・従 事職員数 参考			平成25年度		平成24年度		比 較			
	事業費(決算額)(千円)		12,087		0		12,087			総コスト(千円)		12,849							
	財源 内訳	一般財源		3,309		0		3,309		内 訳	事業費		12,087		0		12,087		
		国府支出金		8,476							人件費		762		0		762		
		地方債		0							公債費		0		0		0		
		給付費負担金		302							一人あたり(円)		115						
				0						世帯あたり(円)		272							
				0						職員数(人)		0.10		0.00		0.10			
				0						再任用職員数(人)		0.00		0.00		0.00			
	今後の 方向性		近隣市町村の状況を調査。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		養育のため入院を要する未熟児 H25年度末10人										
	A		A		B														

事業：母子保健・養育医療給付事業

1. 事業の概要

養育のため病院又は診療所に入院を必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、国・府・市が負担して次のとおり助成を行った。

(1) 対象者

出生直後に次に掲げる①又は②の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者。

①	出生時の体重	2,000g 以下
②	ア 一般状態	A 運動不安・けいれん B 運動が異常に少ないもの
	イ 体温	摂氏 34 度以下
	ウ 呼吸器・循環器系	A 強度のチアノーゼが持続 B チアノーゼ発作を繰り返す C 呼吸数が毎分 50 超で増加傾向 D 呼吸数が毎分 30 以下 E 出血傾向が強い
	エ 消化器系	A 生後 24 時間以上排便がない B 生後 48 時間以上嘔吐が持続 C 血性吐物・血性便がある
	オ 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

(2) 所得制限

なし。

(3) 養育医療自己負担金額

保護者の所得税額・住民税額に応じて、徴収基準月額が決定される（生活保護法に基づく被保護世帯は、養育医療自己負担金額なし）。

(4) 一部自己負担額

一部自己負担額は、養育医療自己負担金額から福祉医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額。

1 指定医療機関あたり入院 500 円／日（月 2 日限度）。1 か月あたり負担限度額 2,500 円。

費 用			
健康保険者負担分(8割相当)		養育医療対象分(2割相当・扶助費)	
		養育医療公費負担分 (国・府・市)	養育医療自己負担金額 福祉医療 公費負担分 一部自己負担 額(保護者)

(5) 国負担率

1/2

(6) 府負担率

1/4

(7) 市負担率

1/4

細事業：母子保健・養育医療給付事業

1. 実績

3 月末現在

年度	扶助費		合計	対象者数（人）			0 歳以下 人口（人）
				内訳			
	（円）	件数		子ども医療	ひとり親医療	生活保護	
25	12, 085, 316	25	10	8	1	1	663